

里塚横断歩道橋に関する第1回連絡協議会

日 時 平成28年5月27日(金)午前10時
場 所 里塚・美しが丘まちづくりセンター 1階 多目的室

次 第

- 1 開 会 (司会 清田区役所総務企画課地域安全担当係長 上田 康孝)
- 2 あいさつ (清田区市民部総務企画課長 池戸 和俊)
- 3 出席者紹介
- 4 協議会設立趣旨及び今後の進め方について (説明)
清田区市民部総務企画課長 池戸 和俊
- 5 協議会設置要綱案の審議
- 6 議長、副議長選出
- 7 議長、副議長挨拶

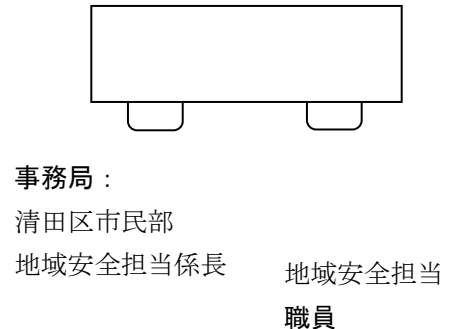
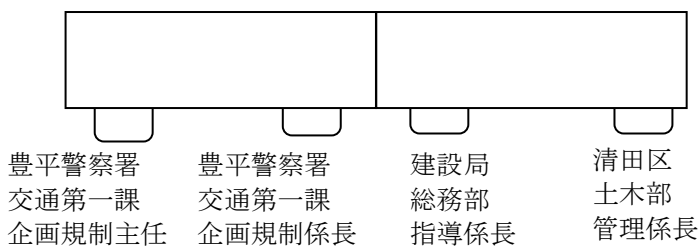
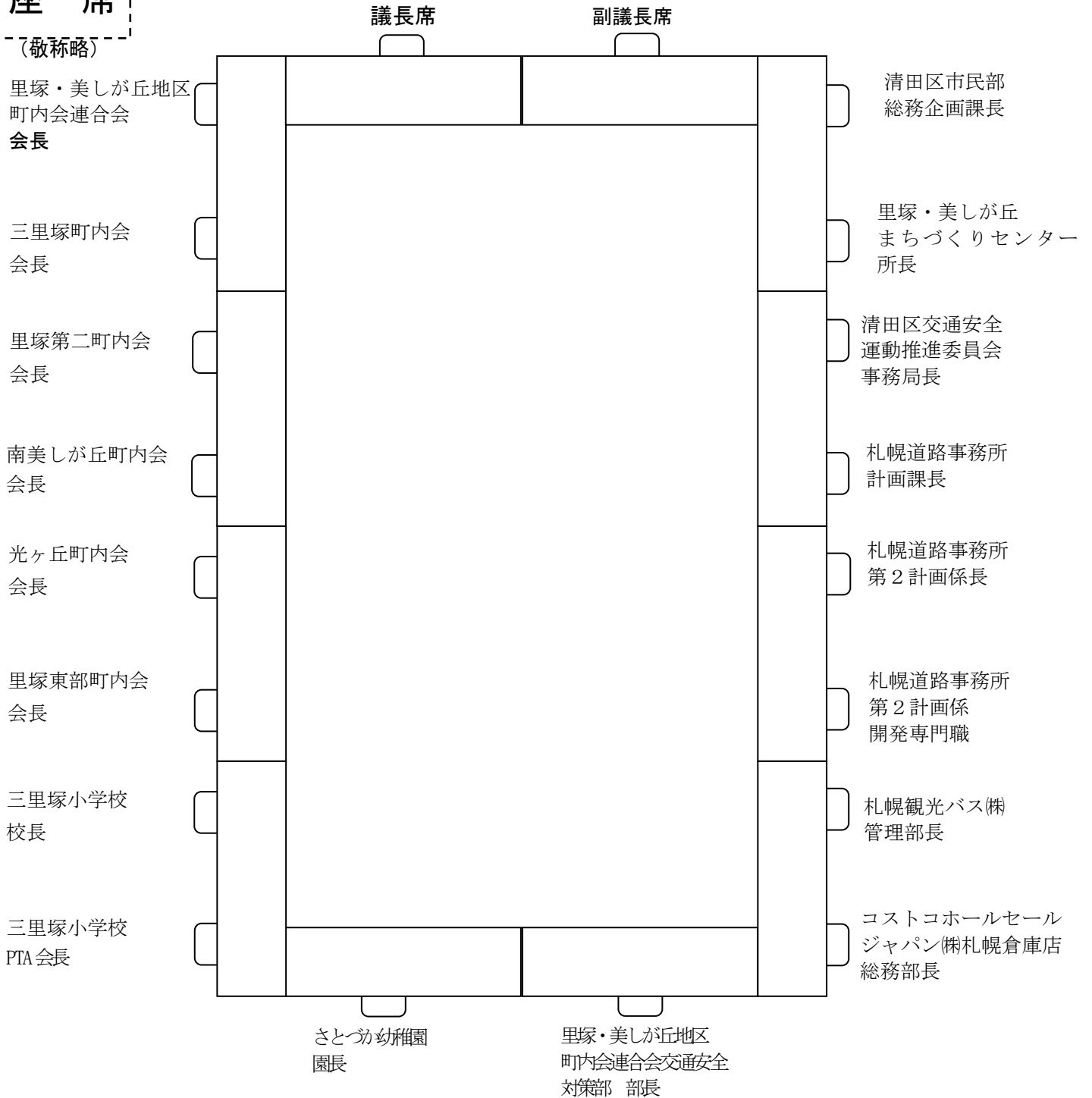
(司会を議長に交代)
- 8 議 題
 - (1) 里塚歩道橋撤去要望書提出の趣旨説明
 - (2) 地域で実施した周辺住民の意見集約結果について
 - (3) 里塚歩道橋撤去要望に係るご意見等
(地域、関係団体、学校教育施設、関連施設)
 - (4) 里塚横断歩道橋の利用実態調査結果及び撤去要望に係る今後の対応等について
(札幌開発建設部札幌道路事務所)
 - (5) 周辺の交通事故発生状況及び里塚歩道橋撤去要望に係る交通管理者としてのお考えについて (豊平警察署)
 - (6) 協議 (質疑・応答)
- 9 その他(今後の予定)
- 10 閉会

里塚横断歩道橋に関する連絡協議会（第1回協議会）

平成28年5月27日（金）10:00～

里塚・美しが丘まちづくりセンター1階 多目的室

座席
(敬称略)



里塚横断歩道橋に関する連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 本協議会は、里塚横断歩道橋について、地域住民、関係機関及び札幌市が連携し、その取り扱いの方向性を協議するとともに、当該歩道橋に関係する交通安全対策を検討することを目的とする。

(連絡協議会の委員構成)

第2条 本会議は、次に掲げるものを委員とする。

- (1) 地域住民 里塚・美しが丘町内会連合会会長
里塚第二町内会会長
南美しが丘町内会会長
光ヶ丘町内会会長
里塚東部町内会会長
三里塚町内会会長
- (2) 学校関係 市立三里塚小学校校長
市立三里塚小学校PTA会長(スクールゾーン実行委員会会長)
- (3) 教育施設 さとづか幼稚園
- (4) 関係団体 清田区交通安全指導員会里塚・美しが丘地区支部長
里塚・美しが丘地区交通安全母の会
- (5) 関連施設 コストコホールセールジャパン株式会社札幌倉庫店
札幌観光バス株式会社
- (6) 道路管理者 北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所計画課長
北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所第2計画係長
北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所
第2計画係開発専門職
- (7) 札幌市 清田区市民部総務企画課長
清田区市民部里塚・美しが丘まちづくりセンター所長
清田区交通安全運動推進委員会事務局長
- (8) 臨時委員 協議会は、必要に応じて、第1号から第5号に規定する以外の者を協議会臨時委員として加えることができる。

2 本協議会の開催に当たっては、札幌方面豊平警察署、札幌市建設局総務部道路管理課、清田区土木部維持管理課の関係者に協議会のオブザーバーとして出席を要請し、必要な助言等を受けるものとする。

(役員)

第3条 協議会に次の役員を置き、委員の互選によってこれを定める。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 1名

(役員の仕事)

第4条 議長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要の都度、議長が招集する。

2 協議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席

しなければ会議を開くことができない。なお、協議会の委員は会議に出席できない場合には、協議会議長の承認を受けて、その委員の委任を受けた者が代理して会議に出席することができる。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

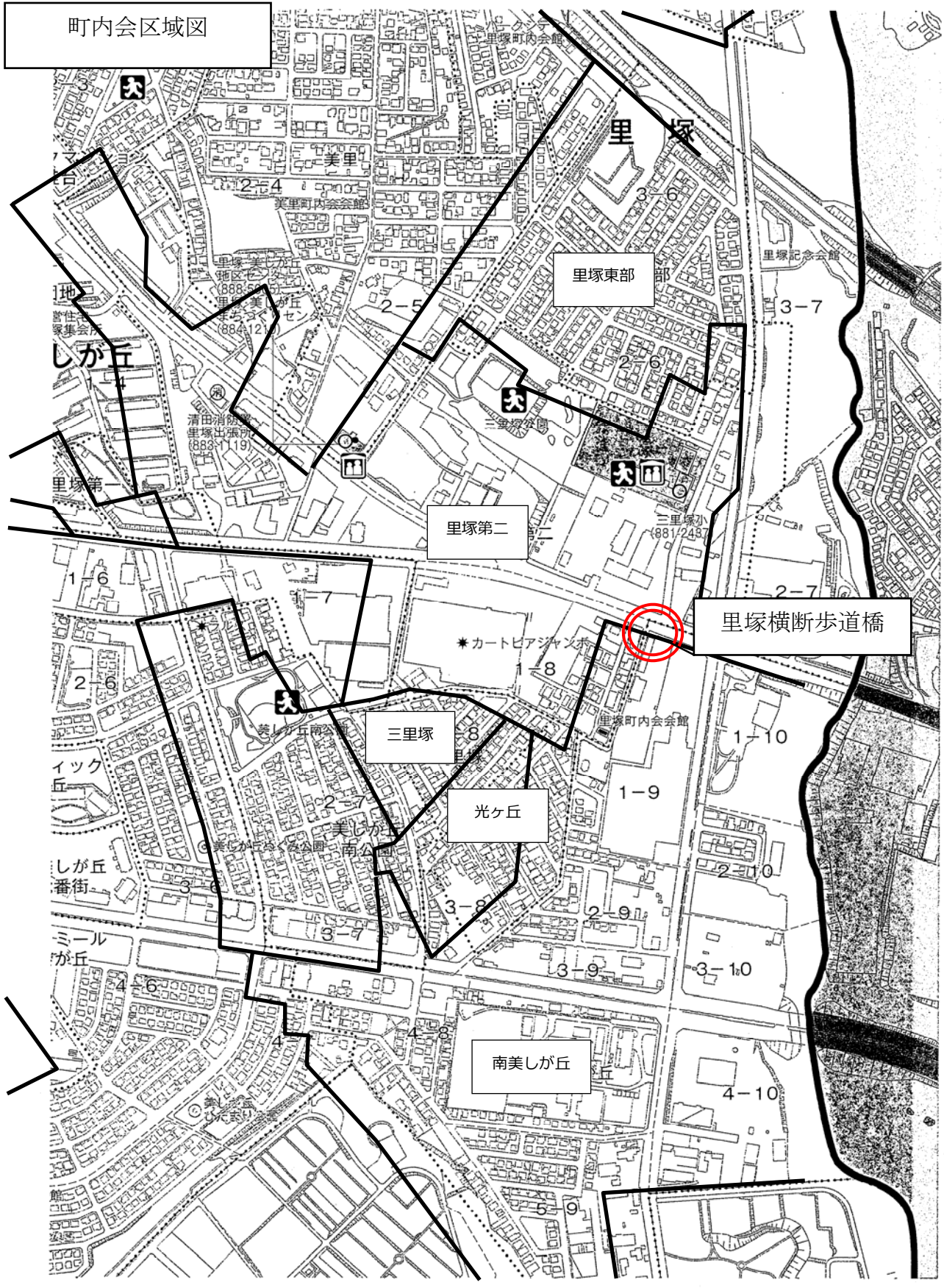
(事務局)

第6条 協議会の事務局は、清田区役所（市民部総務企画課）に置く。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月27日から施行し、当該歩道橋の取り扱いに関する協議が終了した後6月を経過した日をもって廃止する。
- 2 この要綱を改正する必要がある場合は、協議会で決定する。

町内会区域図



「既設横断歩道橋のあり方に係る要望」に対する検討の進め方

(運用編)

【検討の進め方の主旨】

1. 地域住民と行政とが協働で既設横断歩道橋のあり方について検討し、より良好な交通・歩行環境の形成に資することを目的とする。
2. 札幌市域内の既設横断歩道橋のあり方に係る要望書に対して、統一した考え方で整理し、検討を円滑に進めていくためにこれを定める。(適用除外は、【補足】1.参照)
3. 道路整備計画等による撤去・改築の提案は下記の【要望書の提出】及び【検討会の開催】を経ずに、協議会を開催するものとする。ただし、地域住民、住民組織、関連施設、行政等各方面の意見を集約し、存続、改築で理解が得られた場合、協議会を省略することができる。

【要望書の提出】

1. 既設横断歩道橋の「撤去」または「改築」を要望する者は、当該横断歩道橋を管轄する区役所^(※1)へ要望書を提出しなければならない。
2. 要望書の提出者の要件は以下のとおりとする。
 - ア. 原則、札幌市民であること。個人、団体を問わない。
 - イ. 必要に応じて検討会、協議会等に出席することが可能であること。
 - ウ. 撤去または改築に至った場合、当該地域の交通安全対策に協力することが可能であること。
3. 「撤去」または「改築」は、安全で快適な交通・歩行環境を実現するための要望でなければならない。(詳細は【補足】3.参照)

=====

(※1) 区役所とは、道路管理者(区土木部維持管理課、施設管理者としての関わり)、区交通安全担当(区市民部総務企画課、交通安全等の関わり)、地区まちづくりセンターのことである。要望書はそれぞれ受け付けることができ、区役所内で「検討の流れ」に対する役割分担を決め、連携を図りながら対応する。なお、他の道路管理者の管理する既設横断歩道橋については別途協議する。(【補足】2.参照)また、要望書を受け付けた部局は、区役所及び建設局管理部と連携を図り、交通管理者に報告する。

【検討会の開催】

1. 検討会の役割
検討会における検討内容とは、要望書の妥当性に関するものとする。要望事項に関して、

地域住民、住民組織、関連施設、行政等各方面の意見を集約し要望事項の妥当性を確認する。妥当性の確認とは、【要望書の提出】の3の内容が適切であるかどうかの確認である。

2. 事務局

要望書を受け付けた区役所は、事務局を担う。

3. 事務局の役割

事務局は要望の内容を下記に示す各団体・機関に伝え、それぞれの考え方や意見を整理し、必要に応じて検討会を開催する。（検討会は地域住民、住民組織、関連施設、行政等各方面の意見が聞き取りで集約できた場合、省略することができる）

4. 検討会の構成メンバー

- ア. 当該横断歩道橋に関する要望書の提出者
- イ. 住民組織（住民組織と要望書の提出者が同じ場合はアと重複）
- ウ. 連合町内会
- エ. P T A・スクールゾーン実行委員会（通学路指定の場合）
- オ. 各学校関係者（教育委員会と考え方を整理。通学路指定の場合）
- カ. 周辺施設関係者（病院、障がい者施設、高齢者施設、集会施設等）
（周辺施設関係者と要望書の提出者が同じ場合はアと重複）
- キ. 道路管理者（区土木部維持管理課）
- ク. 区市民部総務企画課（交通防災・施設担当）
- ケ. まちづくりセンター
- コ. その他

5. 検討会の結果

- ア. 要望書の妥当性が認められなかった場合、当該横断歩道橋を「現状のままで存続」する。
- イ. 要望書の妥当性が認められ、意見が「撤去」「改築」に集約された場合、【協議会】の場に議論を移す。
- ウ. 要望書の妥当性について意見が集約されず判断が【保留】された場合、【協議会】の場に議論を移す。

【協議会の開催】

1. 協議会の設置

区役所は、以下の場合に協議会を設置する。（協議会は地域住民、住民組織、関連施設、行政等各方面の意見を集約した結果、要望書の提出者に対し現状のまま存続と回答し納得が得られた場合、設置しなくてよい）

- ア. 【検討会の結果】が「撤去」「改築」「保留」の場合

イ. 既設横断歩道橋の【撤去】【改築】等が札幌市事業部局の事業として計画され、区役所に提示された場合

2. 事務局

事務局は区役所、住民組織^(※2)、札幌市事業部局^(※3)が担う。

3. 事務局の役割

事務局は、資料を整え、協議会の参加者を招集し、協議会を運営する。

4. 協議会の公開性

ア. 協議会は公開とする。

イ. 協議会の開催の周知と地域市民の参加の促進を図る。

ウ. 事務局は協議会の議事録と資料を随時公開する。

5. 地域住民からの意見収集

事務局は、協議会の開催から結論に至るまでの過程において、協議内容について広く意見を求める場を設け、地域住民の意見収集に努める。

ア. 当該横断歩道橋周辺への看板の設置

イ. 回覧板や広報誌、区役所ホームページ等の活用による意見収集

=====

(※2) 住民組織とは、当該横断歩道橋に係る単位町内会、連合町内会のことである。

(※3) 札幌市事業部局とは、道路整備を計画する担当部局である。

6. 協議会の構成メンバー^(※4)

検討会と重複するメンバー

ア. 当該横断歩道橋に関する要望書の提出者

イ. 住民組織（住民組織と要望書の提出者が同じ場合はアと重複）

ウ. 連合町内会

エ. P T A・スクールゾーン実行委員会（通学路指定の場合）

オ. 各学校関係者（教育委員会と考え方を整理。通学路指定の場合）

カ. 周辺施設関係者（病院、障がい者施設、高齢者施設、集会施設等）

（周辺施設関係者と要望書の提出者が同じ場合はアと重複）

キ. 道路管理者（区土木部維持管理課）

ク. 区市民部総務企画課（交通防災・施設担当）

ケ. まちづくりセンター

協議会から参加するメンバー

コ. 教育委員会

サ. 区交通安全運動推進委員会

シ. 札幌市事業部局

ス. 学識経験者

セ. 所轄警察署（オブザーバー）

7. 協議会の議長

議長は、協議会参加者の中から互選する。

8. 調査と資料作成

事務局は、当該横断歩道橋の存廃（改築を含む）の判断材料及びその後の安全対策のための資料を得るために調査を行う。

9. 調査項目の決定

事務局は、交通管理者^(※5)と調整のうえ、下記を参考に調査項目を決定する。

ア. 当該横断歩道橋及びその周辺の通行及び交通の実態調査

イ. 当該地域の交通事故発生状況の推移

ウ. 改修費や維持管理コスト

エ. その他

=====

(※4) 想定されるメンバーであり、地域の実状に合わせてメンバーを決定するものとする。

(※5) 交通管理者とは、北海道警察本部である。

10. 協議会の開催期間と結論

協議期間は概ね1年を目途とし、調査結果と資料に基づいて協議を行い、以下の結論を得る。

ア. 「現状のまま存続」（この協議によっても意見の収束が見られない場合を含む）

イ. 「改築」

ウ. 「撤去（内容によっては改築を含む）」

11. 「撤去」の結論に至った場合の「要件」

この協議会において「交通安全対策」^(※6)計画を住民組織と区役所等で検討し、交通安全対策の実施を「撤去（改築）の要件」とする。

【決定】

1. 交通管理者との協議・調整

協議会の結論が「撤去」・「改築」の場合、その結論を受けて札幌市（道路管理者）は、交通管理者（北海道警察本部・所轄警察署）と協議・調整を行う（協議会で計画した交通安全対策の項目も含む）。

2. 札幌市の最終判断

札幌市（区役所）は、交通管理者との協議・調整後、当該横断歩道橋の撤去・存続について最終判断を下す。

3. 最終判断の報告

札幌市（区役所）は最終判断及びその趣意を協議会に報告する。

=====

(※6) 交通安全対策とは、歩道橋の撤去・改築によって道路環境が変化することから生じる交通事故等を、未然に防止するために、住民組織及び区役所が主体となって安全運動を継続的に展開することをいう。役割分担については、住民組織、区役所、学校関係者、事業部局、道路管理者等において整理する。また、交通管理者に対する要望についても整理する。（信号機・横断歩道の設置等）（【補足】4.参照）

【交通安全対策の実施(撤去・改築の場合)】

1. 交通安全対策の実施

札幌市（区役所）と住民組織（要望書の提出者を含む）は、交通管理者と協議・調整したうえで、相互に連携を図りながら実施する。札幌市（区役所）は住民組織をサポートする。

2. 交通安全対策の実施期間

交通安全対策の実施期間については概ね2年とする。

【補 足】

1. 商業施設等に接続されている既設横断歩道橋は適用除外とする。
2. 他の道路管理者が管理する既設横断歩道橋の場合も、この主旨を理解した上で運用を検討することが望まれる。
3. 「撤去」または「改築」に関する要望としては、以下のような具体の事由が想定される。
 - ① 当該横断歩道橋周辺に信号機および横断歩道が整備され、利用率が低いと思われる。
 - ② 当該横断歩道橋周辺の乱横断が多く、横断歩道橋の存在がかえって危険を招いている。
 - ③ 当該横断歩道橋の支柱が交差点の巻き込み部分に位置するため、車両の左折時に死角が生じ、歩行者および車両からの視認性が悪く危険である。
 - ④ 当該横断歩道橋周辺の歩道幅員が狭いことから、歩行者や自転車利用者間での安全性の確保が困難である。
 - ⑤ 当該横断歩道橋が歩道除雪の支障となり、歩道が狭隘化することから、冬期間の安全な歩行空間の確保が難しく危険である。
 - ⑥ 少子高齢化や周辺の環境変化に伴い当該横断歩道橋の利用者が減少している。
 - ⑦ お年寄り、障がい者、乳母車使用者等の利用に配慮し、バリアフリー化が望まれる。
 - ⑧ 景観と調和した環境への配慮が望まれる。
 - ⑨ 老朽化により安全性等が確保されない。
4. 交通安全対策については、以下の項目が想定される。
 - ① 地域交通安全運動推進委員会に対し協力要請（各区）
 - ② 学校・幼稚園・老人クラブ等への交通安全指導（交通教育指導員等）
 - ③ 地域交通安全母の会の啓発活動
 - ④ 地域交通安全活動推進委員への協力要請
 - ⑤ トラック・バス・ハイヤー協会への交通安全の周知
 - ⑥ 道路利用者（ドライバー）への情報提供（コミュニティFM、TV、道路情報等）
 - ⑦ 周辺の施設（病院、障がい者施設、高齢者施設等）への交通安全の周知
 - ⑧ P T A及び学校への通学指導の協力要請（スクールゾーン実行委員会）
 - ⑨ 広報さっぽろへ撤去に伴う交通安全の掲載
 - ⑩ 地域住民への広報活動（回覧板等）
 - ⑪ 学校から親及び学童への周知徹底
 - ⑫ 親から学童への家庭指導（交通安全は家庭から）
 - ⑬ 該当単位町内会の交通安全部等に撤去に伴う交通安全指導の要請
 - ⑭ 道路標識、防護柵、警戒標識、規制標識等の設置（道路管理者、交通管理者）

- ⑮ 当該横断歩道橋利用者への周知
- ⑯ 工事期間中の安全対策（警備員を含む）及び道路利用者への周知

－以上－